

奈良県糖尿病協会会則

(名称)

- 第1条 この会は「奈良県糖尿病協会」と称する。
- 2 副称として「日本糖尿病協会奈良県支部」を用いる。

(事務局)

- 第2条 本会の事務局は奈良県橿原市四条町840番地 奈良県立医科大学 糖尿病・内分泌内科学講座内に置く。

(目的)

- 第3条 この会は、公益社団法人日本糖尿病協会（以下「日糖協」という）と連携して、奈良県の糖尿病の予防ならびに糖尿病患者と家族の健康と幸福の増進のための活動を行なうことを目的とする。

(事業)

- 第4条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
- (1) 糖尿病の予防と患者および家族のための療養教育ならびに支援活動。
 - (2) 糖尿病医療関係者の技能向上のための研修活動。
 - (3) 日糖協との連携。
 - (4) その他本会の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第5条 次に挙げる者を会員とする。

- (1) 本会患者会部会（後掲）に所属する奈良県下の個別糖尿病患者会の会員とその家族（患者会部会会員）。
- (2) 上記患者会に属さないが奈良県下に在住あるいは奈良県下の医療機関に通院する糖尿病患者とその家族で、奈良県糖尿病協会への入会を認められた者(個人会員)。
- (3) 奈良県下に在住あるいは職場を持つ糖尿病医療関係者で奈良県糖尿病協会への入会を認められた者(医療スタッフ部会会員)。
- (4) 奈良県の近接地域に在住あるいは職場を持つ者で、奈良県糖尿病協会への入会を認められた患者とその家族(個人会員)ならびに糖尿病医療関係者(医療スタッフ部会会員)。
- (5) その他、奈良県糖尿病協会への入会を認められた者。
- (6) 本会の会員は、申し出により退会することが出来る。
- (7) 会員の入会・退会の規定を細則に定める。

2 正会員は日糖協に同時に入会することとする。

(組織構成)

第6条 本会を事務局、患者会部会、医療スタッフ部会(医療部会)で構成する。

- (1) 原則として会長（1名）副会長（2名）奈良県糖尿病療養指導医会役員（数名）事務局長（1名）会計監査役（2名）で構成する。

会長は、会を代表して対外折衝と会の運営に当たる。また、日糖協の都道府県代表をつとめるものとする。

副会長は、会長が多忙あるいは事故で業務を実行出来ない時に代行する。

奈良県糖尿病療養指導医会役員は、会の糖尿病医療関係者を代表して対外折衝にあたり、事務局と各部会の運営に参加して助言する。

事務局長は、事務局員を必要数選任して事務ならびに会計業務を行なう。

会計監査役は、会計年度終了後に会計監査を実行し、総会に結果を報告する。

上記役員を総会で選任し、任期を2年間とし再任を妨げない。

事務局の設置場所は、総会で決定する。

- (2) 患者会部会を、県下個別糖尿病患者会の代表者各3名で構成する。役員として患者会部長（1名）副部長（2名）を互選し、任期を2年間とし再任を妨げない。新規に本会に加入を希望する会あるいは個人があれば、総会ないしは部会で審査して承認する。
- (3) 医療スタッフ部会の医師部会は、日本糖尿病協会の認定する療養指導医と登録医をもって構成し、奈良県糖尿病療養指導医会として機能する。役員として奈良県糖尿病療養指導医会会長と、その他複数代表者が代表委員会を構成する。奈良県糖尿病療養指導医会は、第4条(2)「糖尿病医療関係者の技術向上のための研修活動」に関連した事業とする。
- (4) 医療スタッフ部会の栄養士は、栄養士部会を構成する。役員として栄養士部会長（1名）副部長（2名）を互選し、任期を2年間とし再任を妨げない。新規加入希望者は総会ないし部会で審査して承認する。栄養士部会に所属する栄養士が派遣栄養士の会を構成する。
- (5) 医療スタッフ部会の看護師（保健師を含む）薬剤師、臨床検査技師、理学療法士等糖尿病の医療従事者で、各職種の一部会を構成する。役員として各職種の部会の代表者を互選し、任期を2年間とし再任を妨げない。

(6) (削除)

(7) (削除)

(8) 医療スタッフ部会の医療従事者の中から奈良糖尿病療養指導士認定委員会を組織する。奈

良糖尿病療養指導士認定委員会は奈良糖尿病療養指導士(CDE なら)の認定および更新を

行なう。奈良糖尿病療養指導士認定委員会は、第4条(2)「糖尿病医療関係者の技術向

上のための研修活動」に関連した事業とする。

(運営ならびに決議方法)

第7条 本会役員と各部会会員で総会を構成し、本会の運営ならびに決議の最高機関とする。会長もしくは

は療養指導医会代表が召集ならびに司会し、多数決により決する。

事業の内容によっては、企画実行を各部会に委託することができる。あるいは委員会を選任して

委託することもできる。委託された部会ないしは委員会は実施状況を適宜総会に報告し了承を

得なければならない。

総会の開催が間に合わない時は、会長と各部会役員で決するが、重要事項は総会に事後報告し、了

承を得なければならない。

(財政)

第8条 本会の運営のための財源を下記により得る。

(1) 患者会部会から日糖協に納付された日糖協会計から各県に毎年交付される活動費。

(2) 登録医療スタッフから徴収される年会費。

(3) 個人、団体、企業などによる篤志的寄付。

(4) 総会で了承された臨時収入。

(5) 奈良糖尿病療養指導研修会、派遣栄養士の会の会計は各々の事務局によって処理される。

会活動に伴う支出に当たっては、本会があくまでボランティア精神により、構成されていることを念頭に置いて処理する。本会が企画開催に関与する研修会の参加費は、会員に対して減額する。

第9条 本会の会計年度を毎年4月1日から3月31日とし、事務局長は会計年度が終了後、すみやかに監査を受け、総会に報告して了承を得る。

(会則変更)

第10条 会則は総会構成員の過半数の賛成をもって変更することを原則とするが、頻回の総会開催は難しいので、各構成部会に書面で承認を得ることでそれと代えることができる。

(附則)

本会則は平成25年4月1日から施行する。

平成31年1月4日一部修正

令和元年6月20日一部修正

令和元年10月1日一部修正

令和2年6月12日一部修正

令和4年6月9日一部修正